

令和 5 年度

船橋市下水道事業会計予算

議案第10号

令和5年度船橋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度船橋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内人口	588,943人
(2)	年間有収水量	55,595,571 ^m
(3)	主要な建設改良事業	
	管渠整備事業	5,427,551千円
	処理場整備事業	2,813,490千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益	17,413,382千円	
第1項	営業収益	11,775,809千円	
第2項	営業外収益	5,637,473千円	
第3項	特別利益	100千円	
		支	出
第1款	下水道事業費用	17,165,237千円	
第1項	営業費用	15,450,323千円	
第2項	営業外費用	1,664,814千円	
第3項	特別損失	100千円	
第4項	予備費	50,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,801,272千円は、減債積立金492,837千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額257,322千円及び当年度分損益勘定留保資金6,051,113千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	12,543,888千円
第1項	企 業 債	6,855,300千円
第2項	出 資 金	2,263,823千円
第3項	補 助 金	2,662,653千円
第4項	負 担 金	737,378千円
第5項	貸 付 金 償 還 金	23,734千円
第6項	そ の 他 資 本 的 収 入	1,000千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	19,345,160千円
第1項	建 設 改 良 費	9,507,930千円
第2項	企 業 債 償 還 金	9,761,130千円
第3項	貸 付 金	26,100千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
1	資本的支出	1 建設改良費	宮本ポンプ場 遠方監視制御 設備更新事業	357,709	令和5年度	127,800
					令和6年度	229,909
			西浦下水 処理場消化 設備更新事業	458,315	令和5年度	108,000
					令和6年度	350,315
			高瀬下水 処理場消毒 設備更新事業	127,743	令和5年度	45,480
					令和6年度	82,263

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
高瀬下水処理場 運転管理業務委託料	令和5年度～令和8年度	1,277,463
水道料金システム 機器更新負担金	令和5年度～令和9年度	69,820

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
受益者負担金システム 運用管理業務委託料	令和5年度～令和6年度	3,703
管 渠 布 設 等 費 整 備	令和5年度～令和6年度	369,000
公 営 企 業 会 計 シ ス テ ム 更 新 費	令和5年度～令和11年度	100,104

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下 水 道 事 業	6,855,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

811,259千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、726,770千円である。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹